

令和 3 年 9 月 8 日

保護者の皆様

県立三木東高等学校
校長 日下部 誠

頭髪規定の周知について(お知らせ)

新秋の候、保護者の皆様におかれましてはこのコロナ禍にあっても一層のご活躍のことと存じます。

平素は本校の教育活動にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、令和 3 年 5 月 17 日より髪の色に関わる規定を改定いたしました。ホームページ等で周知をしておりましたが、十分ではありませんでした。遅くなりましたが、保護者の皆様にもご連絡させていただきます。

なお、9 月 1 日より解説に追加部分がありますので再度お子様と共にご確認ください。

【令和 3 年 5 月 17 日(月)から】

5. 高校生らしく端正で清楚なものとすること。染色、パーマ、奇抜な髪型等一切の加工は認めない。

生徒手帳 P.16 より引用

解説

○面接試験に臨める髪形を基本とし、短い部分の長さが 5mm 以上とすること。

面接官すべての方が「不合格にしない。」と思われているわけではないと考えるので、丸坊主での髪の毛の長さ 5mm 以下は認めるが、ツーブロック等で刈り上げている部分については 5mm 以上の長さ(青く見えない奇抜になりすぎないための長さ)を必要とし、あまりにも奇抜になりすぎないようにすること。

耳の上の部分の刈込みについては、覆う髪型にする。目尻から耳の頂点を結んだ直線よりも上の髪の毛を刈り上げている場合は(坊主等を除く)は刈り上げている部分を覆うような髪型にすること。

○自宅で寝ぐせ等を直してこること。

寝ぐせのまま登校してくる生徒も数名いる。「高校生らしく端正で清楚なもの」を違反している状態なので、指導対象とする。また、整髪料は原則禁止であるが、寝ぐせの修正を目的とした使用のみできる。匂いを発することや、光が反射するような整髪料の使用は認めない。

○外ハネ、編み込み(三つ編み等は可)、巻き髪、ウェーブ等の加工は認めない。

くせ毛の修正を目的とした、縮毛矯正は認める。

○違反があった場合

別室等の指導を実施する。期限を翌週の初日まで。再三の指導に従わない場合は特別指導とする。

令和 3 年 5 月 17 日施行

令和 3 年 9 月 1 日追加

二重線部が追加改正部分